

ごあいさつ

平成29年度は、日EU経済連携協定（EPA）や11か国による環太平洋経済連携協定（TPP11）の大筋合意など、日本農業を取り巻く環境が激変するとともに、地域農業においても農業者人口の減少・高齢化などが続きました。

そのような中、当JAでは中期経営計画の2年目に当たり、「稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA」「組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA」を目指し、業務に取り組んできました。皆さまのご協力のおかげもあり、一定の成果を残し、29年度を終了することができました。深く感謝申し上げます。

農業生産振興対策では、「スマートアグリ」システムへの取り組みとして、イチゴ試験圃場に環境モニタリング機器を導入し、「環境の見える化」「栽培管理のマニュアル化」を図りました。イチゴ・キュウリ・トマトの生産圃場にも導入し、継続的なモニタリング、データ蓄積を行い、生産量の底上げを目指しました。

支店・施設の最適化では、30年2月の臨時総代会で、美土里支店・藤岡支店・小野支店の3支店統合が承認されました。新支店は、地域・JAにとって基幹支店となります。今後は統合の実務作業を続けるとともに、快適な店舗で質の高いサービスの提供、「人財」の営農経済事業への再配分を進めていきます。

30年度は中期経営計画の最終年度であり、公認会計士監査に向けた内部統制体制の構築、全組合員調査の実施など、JA自己改革において重要な一年となります。JAたのふじは、JA本来の役割をしっかりと果たすことで、組合員・利用者の皆さまとの絆を深め、信頼されるJAを目指して、しっかり取り組んでいく所存です。皆さまの変わらぬご支援、ご指導をお願い申し上げますとともに、ご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

多野藤岡農業協同組合
代表理事 浦部正義

1. JAたのふじの経営理念

大地に根ざした活動を通じ、地域とともに歩み、地域を創り、地域から頼りにされるJAとして、地域に貢献するべく、以下の基本理念を掲げています。

1. 地域振興 食と農を守り、地域の発展に貢献します。
2. 営農経済 自然と農業を核として地域農業の発展に貢献します。
3. 組合員活動 組合員や地域住民との一体感を強化します。
4. 暮らしの充実 地域に根ざした相談機能で皆様の暮らしを充実したものにします。
5. 経営管理 地域に信頼される、必要とされる組合の構築に取り組みます。

・重点取組事項

私たちは、JA全国大会・群馬県大会で決議された、JAグループ自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」をより確実に実践していきます。

特に支店統合（美土里支店・藤岡支店・小野支店）を着実に進め、快適で、質の高いサービスを提供する新支店の完成を目指します。また、自己改革の最重点課題である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、新直売所の検討を続けるとともに、JAの果たすべき役割を認識し、地域へ貢献していきます。

また、平成30年度は中期経営計画の最終年度となり、当初からの取り組みをさらに強化し、積み残した課題についても実践を始めます。重要性の高い課題である「営農の強化」では、PDCA（進捗管理のシステム）サイクルを確立します。

- ①農 業 稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA
- ②組合員・地域 組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA
- ③経 営 健全な危機感を持って経営を革新し、人財が自律的に成長するJA

2. 経営方針

(1) 営農・販売事業

1. 事業方針

農業を取り巻く環境は高齢化や後継者不足による耕作面積の減少が続く中、国際情勢も環太平洋経済連携協定（TPP11）への署名やEUとの経済連携協定（EPA）の最終合意に向けた動向が気になります。また、平成30年産以降の米政策では生産数量目標配分の廃止・卸売市場法の見直し検討など依然先行きが不透明となっております。

JAではこのような状況を踏まえ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の目標を実現するため以下の項目を目指します。

- ① 地域農業の強化に向けた販売戦略の実践
- ② 安全・安心な農産物生産の充実・強化
- ③ 就農パックなどを活用し、担い手及び新規就農者への支援活動
- ④ 地域に根ざした農業振興や社会活動への貢献

(2) 購買事業

1. 事業方針

中期経営計画に基づき「農業者の所得増大」を購買事業の基本目標に掲げ営農経済

の連携による予約購買の充実を図り、組合員のニーズを把握して組合員及び地域消費者に貢献できる購買事業を目指します。

- ① 相談機能により組合員のニーズに合った資材の提供
- ② 銘柄集約・共同購入による農業生産コスト軽減
- ③ 組合員・地域消費者に安心・安全な商品提供する事業展開

(3) 信用事業

1. 事業方針

中期経営計画を踏まえ、「農業者の所得増大」を図るため、農業メインバンクとして、農業資金ニーズへのアプローチを行い、担い手の満足度向上を目指します。

マイナス金利の影響、並びにその長期化を受けて低金利が続いていますが、サマーキャンペーン・ウィンターキャンペーンなどを中心に貯金の増強に取り組んでいきます。

また、年金指定者限定『結いの恵み』で農畜産物が当たる抽選券付定期貯金を販売します。

- ① 農業所得増大・地域活性化に資する対応力強化
- ② 事務の集約化を図り、営農経済事業と連携がとれる環境整備
- ③ 地域利用者への金融商品・サービスの提供・地域貢献

(4) 共済事業

1. 事業方針

万全な保障提供に向けて、担当世帯全戸への「3Q訪問活動」による保障拡充と未加入者に対する「はじまる活動」による次世代層との接点強化に取り組むことで、事業基盤の維持・拡大を目指します

契約時におけるペーパーレス・キャッシュレス手続きの促進による事務の簡素化と適正性の確保により、契約者・利用者対応力の強化を目指します。

農業リスク分野について、農業構造の変化や個人農業者・担い手経営体を取り巻くリスクの増大・多様化への対応のため、JA群馬担い手サポートセンターなどと連携しながら保障提供を行います。

- ① 3Q訪問活動と「はじまる活動」の展開による保障拡充と接点の拡大
- ② 「ひと」保障分野を中心とした「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提案活動強化
- ③ コンプライアンス体制の継続的な取組強化
- ④ 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

(5) 農業経営事業

1. 事業計画

JAたのふじ管内のイチゴ生産基盤の維持を目的として、新規就農者の確保と栽培技術の向上を図るため、下記の事業を行います。

- ① 研修圃場でのイチゴ試験栽培
- ② 平地育苗によるイチゴ苗栽培
- ③ 研修生への支援
- ④ 環境モニタリング機器の利用による、栽培時の環境データ収集

(6) 組合員や地域から必要とされる組織づくり

1. 広報活動の強化

- ① 読まれることを意識した、広報誌「たのふじ」の充実

- ② 日本農業新聞やラジオを通じた対外広報活動の積極的展開
 - ③ 定期的なホームページ更新による新鮮な情報の提供
2. 組合員加入促進
- ① 農業協同組合運動への理解浸透と参加及び参画の促進
3. 女性組織の活動促進による人づくり
- ① 活動の充実と積極的なPRによる会員増加運動
 - ② 伝統料理教室などの食育を通じた親子の絆を深める活動
 - ③ 地域貢献活動やボランティア活動への取り組み
- (7) 地域に根ざした相談活動での暮らしの充実
1. 組合員の資産管理及び運用の相談・支援
- ① 組合員の立場に立った、顧問弁護士・税理士による法律、税務相談機能の充実
- (8) 地域に信頼・誇れる組合構築への取り組み
1. マネジメント・サイクルの適正実施
- ① ビジョンから行動計画までの結び付け
 - ② C（チェック）から始まるPDCA
2. 人材育成
- ① 独自のCDP（教育体系）の確立と職員の意識改革
 - ② 活力ある職場づくりの取り組み
3. JA経営の健全化向上と実践
- ① 健全経営にふさわしい経営体制の確立
 - ② BCP（事業継続計画）・施設安全確保に向けた対応
 - ③ 支店・営農施設・店舗体制の再構築に向けた検討

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性会等から理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（平成29事業年度）

農業・JAをめぐる情勢は、農業就業人口の減少や高齢化が進む一方で、大規模化・法人化等、農業構造が急速に変化しています。

改正農協法の施行による准組合員の事業利用規制や「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂、さらに11か国による環太平洋経済連携協定（TPP11）の動向等、国内外の情勢を注視していく必要があります。

JAグループ群馬では、第40回JA群馬県大会で決議した「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの基本目標として、「組合員が実感できる自己改革の実践」に取り組んでいます。

そのような中、JAたのふじでは、中期経営計画の2年目に当たる平成29年度、「稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA」「組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA」を目指し、業務に取り組んできました。

農業生産振興対策では、「スマートアグリ」システムへの取り組みとして、イチゴ試験圃場に環境モニタリング機器を導入し、「環境の見える化」「栽培管理のマニュアル化」を図りました。さらに生産部会の協力により、イチゴ・キュウリ・トマトの生産圃場にも導入し、継続的なモニタリング、データ蓄積を行い、生産量の底上げを目指しました。

また、ファシリティマネジメント（総合的な施設等管理手法）では、経営基盤を強化するため、支店体制再構築検討委員会で検討を重ね、地域に信頼され、当てにされる組合構築に向けて、平成30年2月22日の臨時総代会で3支店統合（美土里支店・藤岡支店・小野支店）を承認していただきました。支店統合の目的である、快適な店舗で質の高いサービスを提供し、「人財」の営農経済事業への再配分を進めていきます。

平成26年度から導入しているCS（顧客満足度）・現場営業力強化への取り組みは、平成29年より、各支店で自走を始め、本店担当職員によるアドバイスによりさらに進んでいます。今後も、組合員・利用者第一を常に意識した活動を進めていきます。

中期経営計画の最終年度に当たる平成30年度を迎え、JA本来の役割をしっかりと果たし、組合員・利用者の皆さまとの絆を深め、信頼されるJAを目指していく所存でありますので、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

※「スマートアグリ」とは、ICT（情報通信技術）をはじめとする最新テクノロジーを利用して農作物の栽培を行うこと。

<主な事業概要>

イ. 営農・販売事業

（1）地域農業の強化に向けた販売戦略の実践

- ① イチゴ「やよいひめ」を東京市場経由でセブンイレブンジャパンと契約出荷を行い、県内456店舗でムースケーキやショコラサンドに使用されました。
- ② 全農（全国本部）主催の「みのりみのるプロジェクト」に参画しました。JAたのふじ紹介冊子「アグリフューチャー」の発行及び東京・銀座三越での「みのりみのるマルシェ・たのふじの実り」を開催し、地元農産物のPRと販売会を行いました。
- ③ JA全農ぐんま青果物一次加工センターに、業務用キャベツの契約出荷を目指して、新規栽培者を募集した結果、5人の生産者が中早生タイプの栽培を始めました（合計面積1ha）。また、JA試験圃場でも加工キャベツ作付拡大に向けた試験栽培を行っています。
- ④ 水稻新奨励品種「いなほっこり（仮称）」の種子約20kgを県より譲り受けることができ、平成30年度、吉井・藤岡管内で試験栽培を行う準備をしました。

（2）安全・安心な農産物生産の充実・強化

- ① 米麦の放射性物質検査及び残留農薬の自主検査を実施しました。

- ② 米麦栽培履歴による自己点検チェックシートを活用することにより生産工程を確認し、安全・安心な農産物の販売に努めました。
- ③ 乳牛バルク乳検査（牛ウイルス性下痢・粘膜病・牛大腸菌性乳房炎）を酪農組合員全戸（10軒）で実施し、全戸陰性でした。
- ④ 豚のPRRS（呼吸器系疾病）の抗体検査を部会員4軒で実施し、総合的な疾病対策に努めました。
- ⑤ 野菜の残留農薬自主検査を実施し、安全・安心な青果物の出荷に努めました。

(3) 担い手及び新規就農者への支援活動

- ① 農業の早期定着化を目的に、露地ナスの新規栽培希望者に向けて、現地講習会を行いました。（新規対象者3人・全6回実施）
- ② 野菜の生産振興及び新規栽培者の掘り起しに向けて、以下の栽培講習会を行いました。（カキナ・アスパラナ・タマネギ・ミズナ・ホウレンソウ・チヂミホウレンソウ・参加者合計49人）
- ③ 農事組合法人連絡協議会を立ち上げ、法人運営の安定に向け勉強会（2回開催・参加者合計27人）や視察研修会（高崎市浜川・参加者21人）を開催しました。
- ④ 新規需要米に係わる講習会を開催しました。（3会場・参加者合計83人）
- ⑤ 稲作栽培講習会を開催しました。（3会場・参加者合計116人）
- ⑥ 稲作中間管理研修会を開催しました。（4会場・参加者合計56人）
- ⑦ 藤岡市と連携した、就農・営農総合相談会を開催しました。（参加者15人）
- ⑧ イチゴの新規栽培希望者を対象とした研修会を開催しました。（対象者1人・全7回）

(4) 地域に根ざした農業振興や社会活動への貢献

- ① 高崎市立吉井西小学校2年生に、生産者と職員が講師を務め、食育とミニトマト苗の植え付け授業を行いました。
- ② 営農用カレンダー（3か年）を作成し、正組合員全戸に配布しました。

ロ. 購買事業

(1) 相談機能により組合員のニーズに合った資材の提供

- ① 園芸課と連携して、生産品目別に推進及び土壌分析による施肥相談会を実施し、効率の良い施肥、品目等を提案しました。（キュウリ・ナス・イチゴ・トマト）
- ② ハウス資材推進を組合員宅への訪問相談により実施しました。
- ③ 各地区に出向いた機械整備講習会を実施しました。（3会場・参加者合計20人）
- ④ 入野支店駐車場において、自動車・農機・ガス・太陽光発電システムの展示即売会を実施しました。（来場者216人・実績6,484万円）
- ⑤ 法人・認定農業者を対象に、水稲・麦肥料及び農薬の訪問推進を実施しました。

(2) 農業生産コスト軽減を目指した購買事業

- ① 全農アグリマシンプフェア2017（平成29年7月15日、16日）に参加し、最新農機具を来場者に提案しました。（管内来場者374人・実績5,920万円）
- ② 大口水稲農家を対象に肥料、農薬の商品説明及び推進を実施しました。
- ③ 全農とメーカー（イセキ・三菱）が開発した低コストトラクターの販売を開始しました。
- ④ 肥料予約注文書にJA推奨肥料を設定し、組合員に低価格で肥料を供給しました。

(3) 組合員・地域消費者に安全・安心な商品提供する事業展開

- ① 農薬適正使用の研修会を実施しました。（平成29年4月14日・ふじ娘館農産物直売所出荷者会通常総会、平成29年7月20日・秋撒き野菜栽培講習会）

- ② 直売所出荷者に対して農薬防除履歴の提出を徹底しました。
- ③ 太陽光パネルを乗せた、低価格で雪害に強いカーポートを展示販売しました。

ハ. 信用事業

(1) 農業所得増大・地域活性化に資する対応力強化

- ① 農業融資に対する利子補給（最大 1.0%）や、群馬県農業信用基金協会の保証料全額助成の適用により、組合員の利用向上を図りました。（農業融資実績 18 件・7,800 万円）
- ② 地域農業の担い手となる新規就農希望者の農業融資相談に対応しました。（新規就農応援資金相談 2 件）
- ③ 農業融資に対応できる人材を育成するため、農業金融プランナー資格者の養成に努めました。（営農相談課 2 人・金融担当 2 人、現在プランナー資格者 12 人）
- ④ 農業金融に幅広く対応できる人材を養成するため、農業金融トレーニング研修の受講者を派遣しました。（融資課 1 人・平成 29 年 9 月から 3 か月間農林中金前橋支店へ派遣）

(2) 事務の集約化を図り、営農経済事業と連携が取れる環境整備

- ① 直売所の利用活性化を図るため、農産物直売所（JAグリーン・ふじ娘館）でJAカードを利用した際の5%割引（請求時）を4月から開始しました。
- ② 農業メイン先の顧客情報を検証し、情報の共有化を図りました。（対象者 275 人）
- ③ 農業経営にかかる費用を助成する新規就農応援事業において、営農部門との連携により新規就農者に対応しました。（新規就農者営農支援資金 1 件）
- ④ 農機展示会場において、農業融資相談の専用ブースを設置し、融資相談を行いました。（平成 29 年 3 月 11 日・相談者 18 人）
- ⑤ 農事組合法人研修会において農業資金の説明を実施しました。（平成 29 年 4 月 19 日・24 人参加）
- ⑥ 藤岡市と連携した就農・営農総合相談会において、農業融資相談の専用ブースを設置し、融資相談を行いました。（平成 29 年 12 月 3 日・15 人参加うち相談者 2 人）
- ⑦ 各種栽培講習会において、農業に関する資金のチラシ配布や説明を行いました。

(3) 地域利用者への金融商品・サービスの提供・地域貢献

- ① 定期的な休日ローン相談会及び年金無料相談会を開催しました。（ローン相談会 12 回・相談者 112 人・相談金額 9 億 9,500 万円）
（年金相談会 10 回・相談者 178 人・相談金額 4,869 万円）
- ② JA貯金特別推進運動（春期・夏期・冬期）を展開し、貯金等の増強に努めました。サマー・ウィンターキャンペーンでは、金利上乘せ及び群馬県産の農畜産物が抽選でプレゼントされる定期貯金を発売しました。（スプリングキャンペーン：給振 55 件）
（サマーキャンペーン：定期 1,578 件 23 億 1,500 万円・定積 186 件 1 億 7,500 万円）
（ウィンターキャンペーン：定期 1,014 件 17 億 4,200 万円・定積 176 件 1 億 4,700 万円）
- ③ 年金受給者への特典として、国産農畜産物抽選権付「結いの恵み」（金利上乘せ）を発売しました。（3 月～2 月までの実績 1,030 件・20 億 3,300 万円）
- ④ JAバンク食農教育応援事業として、小学 5 年生を対象とした教材本・DVD『農業とわたしたちの暮らし』を、管内の小学校 22 校に寄贈しました。（藤岡市 11 校・高崎市 9 校・神流町 1 校・上野村 1 校・合計児童 1,050 人分）
- ⑤ 退職金定期貯金（金利上乘せ）のチラシを 2 月に新聞折り込みをしました。

二. 共済事業

- (1) 3Q訪問活動とはじまる活動の強化による接点創出と基盤拡大
 - ① 世帯担当制を完全導入し、Lablet's(共済タブレット端末)を活用した担当者世帯全戸への3Q訪問活動を実施することで、担当世帯とのつながりづくりに取り組みました。
 - ② 次世代とのつながりを創出するため、「はじまる活動」の最優先訪問対象者をより取り組みやすい「世帯内未加入者」に定めて強化を図りました。
 - ③ 3Q訪問活動と、はじまる活動を連動させることにより、効率的に「世帯内深耕」の実現に取り組みました。

- (2) 保障性仕組みの提案強化から「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供
 - ① 仕組改訂のご案内を重点的に実施し、子ども共済をきっかけとした、3世代にわたる基盤づくり・将来にわたるつながりづくりを実践しました。
 - ② 「証券分析システム」等により、他社の加入状況を踏まえた「あんしんチェック」(総合的な保障見直し)を実践しました。
 - ③ 近年多発している自然災害リスクへの対応強化を図るため、あんしんチェックを通じた新建更「むてきプラス」の万全な保障提案及び新たな家財保障の案内に取り組み、実損てん補を訴求した保障提案を行いました。
 - ④ 総合渉外担当者、スマサポによる「自動車共済お見積もりキャンペーン」を活用し、未加入車両の情報収集、損保からJAへの切替提案を実施し、新規契約拡大に取り組みました。
 - ⑤ 共済代理店への巡回強化を行い、自賠責共済・自動車共済の実績拡大に取り組みました。

- (3) 戦略的な推進チャネルの強化
 - ① Lablet'sを活用した、あんしんチェックの実施により、保障性仕組みの提案力強化に取り組みました。
 - ② 生命、建更、自動車共済契約にペーパーレス・キャッシュレスが導入され、Lablet'sを活用した推進活動を徹底し、活動量の拡大と保障提案率の向上に取り組みました。
 - ③ 自動車共済は、仕組改訂により低廉化した掛金契約が増加するため、保障拡充の提案と高齢化に伴い農作業中の事故の増加から、トラクター保障点検を実施しました。

- (4) エリア特性に応じた支店ごとの推進活動の実践
 - ① 地域における組合員・利用者の保障拡充の促進及び将来にわたる事業基盤の維持拡大を図るため、支店ごとに地域特性に応じた事業量等の体制構築を実践しました。
 - ② 見込者選定システム等を活用した見込者選定と仕組改訂のお知らせ活動を行いました。

- (5) 推進研修の取り組み
 - ① 外部研修会への参加、内部研修会等を行い、知識の習得に努め、十分なお客様対応を図りました。
 - ② 外部講師やトレーナー等による座学・FST(フィールド・セールス・トレーニング)を実践し、知識・スキルの習得を行いました。

- (6) 共栄火災との連携によるJA共済補完機能の強化
 - ① 損害保険募集人の複数態勢強化に努めました。
 - ② 保険業務の利便性と効率性を向上させました。

- (7) コンプライアンス体制の継続的な取り組み強化
 - ① 共済推進研修会・推進班別研修会を通して、法令等の遵守、利用者の立場に立った丁

寧な説明等の「正しい推進」の周知・徹底を図りました。また、専門職員の同行推進を実施しました。

(8) 推進広報・地域貢献活動の取り組み

- ① 各種媒体を有効活用し、利用者・次世代層・ニューパートナー等に対する積極的なメディア戦略を展開しました。(2月にこども共済チラシを新聞折り込みしました)
- ② 交通事故の未然防止に関する地域貢献活動として、次世代層との接点づくり強化のため「JA共済アンパンマン交通安全キャラバン」を実施しました。(平成29年5月13日(午前・午後)・野菜センター藤岡・参加者合計498人)
- ③ JA共済群馬県小・中学生書道・交通安全ポスターコンクールに、管内小・中学校33校より4,664作品の応募がありました。
- ④ JA共済交通事故対策活動の一環として、新入学児童へランドセルカバー等を寄贈しました。(管内22小学校・合計児童908人分)

(9) 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

- ① 細川たかし&石原詢子歌謡ショーを開催しました。(平成30年1月27日・参加者合計(大口利用者招待者を含む)1,522人)

ホ. 組合員や地域から必要とされる組織づくり

(1) 広報活動の強化

- ① 広報誌「たのふじ」では、世界遺産である高山社や養蚕に関する特集を今年度も継続しました。
- ② 広報誌は6月号からリニューアルを行いました。青年部や女性会の専用コーナー、今後のイベント告知等、広報モニターの意見等を取り入れ、さらに内容を充実させました。
- ③ 主に准組合員・地域住民を対象とした「たのふじコミュニティ版」の発行を継続しています。3カ月に1回発行し、管内全戸に新聞折り込みし、JAの広報・イメージアップを図りました。
- ④ イベントや栽培講習会等のJAの活動はもちろん、地域の話題も日本農業新聞へ積極的に送稿しました。(平成29年度掲載記事数126本)
- ⑤ FM群馬の番組「JAグリーンNAVI」でアシスト藤岡チャリティイベントの告知を行いました。また、月に2回のラジオCMを継続し、JAグリーン、直売所等のPRを行っています。
- ⑥ ホームページに、実施中のキャンペーンや就職説明会の開催等のリクルート情報に関する内容を継続的に掲載し、広報誌や渉外担当者とは接触がない顧客層や若年層への告知に努めました。

(2) 組合員加入促進

- ① 「たのふじコミュニティ版」を通じて、農業協同組合活動への理解浸透と参加及び参画を促進するため、主に地域住民へJA事業の紹介、組合員加入のPRを行いました。

(3) 女性・青年組織の活動促進による人づくり

- ① 女性会ではさらに積極的な活動を続けました。
(日帰り親睦旅行、ロコモ予防エクササイズ講座、女性組織リーダー研修会への参加、家の光手芸教室、郷土料理教室、運動会、救命講習会等)
- ② 女性会活動をさらに発展させるため、「1支部1活動」を掲げ、支部単位の活動に取り組みました。
- ③ 女性会の積極的なPRによる会員増加を目指すため、「女性会だより」を3カ月に1回発行し、全会員や各支店に配布しました。

- ④ 地域貢献活動やボランティア活動を行う、助け合い組織「みのりの会」では、道路清掃を行う「クリーン作戦」を行いました。(本店周辺など合計3回・3か所)
- ⑤ みのりの会では、各地区の会員が藤岡市生活支援体制整備事業(地域支え合い協議体)の会議に参加しました。
- ⑥ 青年部では、管内の親子やアンパンマン子どもクラブ会員らが参加し、親子トマト収穫体験教室を実施し、地域農業のPRと食育活動を行いました。(平成29年7月1日・参加者合計73人)
- ⑦ JA群馬県青年部大会で、「青年の主張」部門、「1分間動画コンテスト」部門の優秀賞を受賞しました。
- ⑧ 新採用職員が地域の農業について理解を深めることができるよう、入組直後の4月、青年部員が圃場を提供し、研修を受け入れました。

へ. 地域に根ざした相談活動で皆さまの暮らしの充実

(1) 組合員の資産管理及び運用の相談・支援

- ① 毎月、無料法律、無料税務相談会を実施しました。
- ② 相続事業承継、相続試算、相続税申告の支援を行いました。
- ③ 住宅施設、リフォームの相談会を実施しました。
- ④ 遊休資産の活用、売却の支援を行いました。
- ⑤ 施主代行賃貸施設の全棟点検を行い、建物維持管理修繕を提案しました。
- ⑥ 宅地開発分譲地を供給しました。(3区画)
- ⑦ 相続生前対策の進め方セミナーを実施しました。(参加者26人)

ト. 地域に信頼・誇れる組合構築に取り組み

(1) マネジメント・サイクルの適正実施

- ① 事業検討・対策会議を実施し、各部署長が作成した「PDCA作業表」を用いて、実績に対する要因分析や対策の検討を行いました。(平成29年9月27日、12月21日)

(2) 人材育成

- ① 教育体系の確立と各職員の能力・適性に合わせた研修を実施するため、職員が受講した研修内容等を教育担当部署に集約し、研修台帳や受講履歴の整備、取得資格の把握を進めました。
- ② 新職員がJA職員としての意識を向上させ、円滑なキャリアをスタートできるよう、新職員に対する世話係制度(新職員と世話係に任命された若手先輩職員が業務レポートを通して人間的な成長を図る取り組み)を継続して行いました。
- ③ 職員が営農に関する基礎的知識を習得できるよう、「農業簿記検定」「日本農業検定」の取得を奨励しました。(受験者合計5人)
- ④ JAの今後の中核となる職員を育成する「JA戦略型中核人材育成研修会」(JA群馬中央会主催)に2人を派遣しました。

(3) JA経営の健全化向上と実践

- ① 中期経営計画に基づいて取り組んだ、支店や事業所の総合的な企画、管理、活用計画を策定する「ファシリティマネジメント」プロジェクトの成果を基とし、7月に支店体制再構築検討委員会を立ち上げました。委員会で検討を行った結果、美土里支店、藤岡支店、小野支店の3支店統合を決定し、臨時総代会で承認されました。
- ② 長期不良債権の償却を進め、財務の健全化に取り組みました。
- ③ 組合員の実態(ニーズやJAとのつながり等)を「見える化」するため、管内の正組合員1,000人と准組合員2,000人の合計3,000人を対象とした「組合員アンケート」を5月に実施しました。

- ④ B C P（事業継続計画）として、インフルエンザ感染に向けた予防注射時の補助金対応を実施しました。

5. 農業振興活動

平成 28 年 5 月の総代会で承認いただきました、中期経営計画の取り組み事項及び進捗状況についてお知らせします。なお、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の有効的な活用のため、優先順位の設定を行い、取り組み開始時期には、ずれがあります。

（1）中期改革目標

中期改革目標とは、改革を測定し、評価するために不可欠な指標です。ビジョン単位で中期改革目標を設定し、高い目標を掲げて、その目標（ゴール）に向かって何をするかを全体戦略としています。なお、長期ビジョン（10年後の目指す姿）は、「農業」「地域・組合員」「経営」の3つに分けて設定しました。

イ。「農業」ビジョンの中期改革目標と全体戦略

中期改革目標

「販売高 1,000 万円以上の農家数」を 74 人から「100 人」へ増加

※74 人は平成 26 年度

全体戦略①

スマートアグリ活用

ねらい

I C Tハウスなどの新技术を J Aがパイロットとして導入し、農家へ横展開することで、既存農家の生産性向上、新規就農者の獲得を目指す。

※「スマートアグリ（S A）」とは、I C T（情報通信技術）をはじめとする最新テクノロジーを利用して農作物の栽培を行うこと。

実績値（平成 29 年度） 8 8 人

| 個別戦略・内容① | 進捗状況・今後の課題 |
|---|--|
| <p>S Aの試験導入・展開 農業の効率化・安定化を図るため、富士通「食・農クラウド Akisai（秋彩）」等の I C T技術を J Aがパイロット的に導入し、その後、管内農家に紹介、展開を図ります。特に、生産性の向上を打ち出し、規模拡大を目指す意欲がある農業者を中心に展開します。</p> | <p>① J Aのイチゴ試験圃場では、7 月末にイチゴ苗生産用ハウスに機器が導入され、8 月上旬よりモニタリングを行っています。9 月末に本圃の定植が終了後、10 月中旬にモニタリングセンサーを移設し、本圃でのモニタリングを始めました。生産者圃場については、29 年 2 月からイチゴ・トマト・キュウリ圃場 3 か所で導入し、データを集積しています。</p> <p>②モニタリングデータを集積し、情報公開することにより栽培技術の向上を図ります。</p> <p>③モニタリングデータの分析、栽培マニュアルを作成します。</p> |

| 個別戦略・内容② | 進捗状況・今後の課題 |
|--|---|
| <p>新規就農者の獲得 イチゴ生産振興対策等のプランで新規就農者を増やします。獲得には、スマートアグリ導入モデルの提示や「就農パック（農業経営計画書）」で、他 J Aと差別化を図るだ</p> | <p>【イチゴ】募集</p> <p>①29 年 3 月から、月 2 回の研修を実施しました（1 人）。その他、不定期に研修者（1 人）へ対応しました。</p> <p>②引き続き、広報誌、コミュニティ版、ホームページ等により、新規就農者を募集しています。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>けでなく、他産業・会社員との競争にも打ち勝ちます。新規就農者は管内だけではなく、県内・全国からも募集する予定です。</p> | <p>【イチゴ】イチゴ苗の育成 ①育苗ハウスで平地育苗の試験栽培を実施しました。</p> <p>【露地野菜】 ①JA研修ハウスにて、春キャベツ苗を育苗し、契約栽培への取り組み支援を行いました。 ②就農パック（農業経営計画書）を作成し、新規就農窓口のワンストップ化（農地・資金・栽培・経営）を図ります。 ③新規就農相談会の開催により、就農に向けた具体的な相談を行います。 ④相談会以後の就農相談者については、個別にその都度対応します。</p> |
|--|---|

| 個別戦略・内容③ | 進捗状況・今後の課題 |
|--|---|
| <p>休耕地・耕作放棄地・未利用施設の効率的な活用 休耕地・耕作放棄地・未利用施設のデータベースを作成し、既存農家の規模拡大や新規就農者の土地確保をスムーズに進めます。</p> | <p>①準備段階として、遊休農地・耕作放棄地の圃場管理（草刈・耕起）の受託を始めました。ハンマーナイフを導入し、広報誌で告知しました。</p> |

| 個別戦略・内容④ | 進捗状況・今後の課題 |
|--|---|
| <p>「稼げる農業」のモデルとなる「農業経営計画書」の作成 新規就農を妨げている、初期投資・栽培技術・販売・生活への不安を取り除くため、就農前の準備・土地の確保・農業技術・融資・経営管理等をパッケージにした「就農パック（農業経営計画書）」を作成します。</p> | <p>①提案資料「就農パック（農業経営計画書）」の骨子の部分を作成しました。 ②今後の状況として就農相談・営農開始・経営計画策定に必要なルールを構築し、提案プラン（肉付け）を充実させます。</p> |

全体戦略②

先進的農家の育成

ねらい

規模拡大や新技術の導入、新しい販売方法にチャレンジする気概を持つ農家を再組織化することで、先進農家の育成を図る。

| 個別戦略・内容⑤ | 進捗状況・今後の課題 |
|---|---------------------------------|
| <p>階層別・目的別グループへの支援 これまでの品目別生産者部会だけではなく、ブランド化部会、ICT導入部会、新販売方法検討部会等の目的別部会をつくり、新たな生産・販売にも取り組みます。</p> | <p>①行政との連携を図り、ブランド化に取り組みます。</p> |

ロ. 「地域・組合員」ビジョンの中期改革目標と全体戦略

中期改革目標

3事業（信用・共済・購買）利用世帯数の増加を「5パーセント」アップ

※CMS（利用者総合管理システム）の整備後

全体戦略③

女性・若者の（一次）利用者獲得

ねらい

これまでにJAとの取引がなかった利用者、特に女性と若者にアピールすることで、最初の取引を獲得し、今後の複数事業利用へとつなげる。

| 個別戦略・内容⑥ | 進捗状況・今後の課題 |
|---|--|
| <p>JAのイメージを変えるため、女性・若年層へターゲットをしばった広報活動</p> <p>SNS（Facebook）やフリーペーパー（モテコ、デリジェイ、読売ライフ等）を活用し、女性・若年層とJAとの第一次接点を作ります。</p> | <p>①管内全戸配布（新聞折り込み）の「たのふじコミュニティ版」を准組合員・組合員外向けの広報手段と位置づけ、年4回の発行を続けました。</p> <p>②ホームページのリニューアルを進め、スマートフォン対応やSNS機能を取り込み、若年層に興味を持ってもらえるよう、改善します。</p> |

| 個別戦略・内容⑦ | 進捗状況・今後の課題 |
|--|--|
| <p>40歳以下等、年齢層を限定した女性サークル（フレッシュミズ）の設立</p> <p>カルチャー教室的なJA女性大学や親子の食農教室を開催することで、JAを女性の集まる場所として認識してもらえるようにします。</p> | <p>①県内・県外他JAの視察を実施し（平成30年6月）、内容の検討を進めます。</p> <p>②女性会において、支部活動・サークル活動を充実させ、フレッシュミズ組織の代替を可能とします。</p> |

| 個別戦略・内容⑧ | 進捗状況・今後の課題 |
|---|--------------------------------|
| <p>JAスーパーモール（支店・直売所・不動産センター・Aコープ・コンビニを含める）の検討</p> <p>JAらしい直売所を核としたモールの建設を検討します。モールは「JAは農家しか使えない」という閉鎖的なイメージを変え、また、ワンストップで利用者に対応できることで、事業の複数利用を図り、またはそのきっかけを作ります。</p> | <p>※個別戦略⑫（ファシリティマネジメント）で検討</p> |

全体戦略④

「利用者の見える化」を使ったマーケティングの展開

ねらい

事業利用パターンや収益性をグループ化した「一定の利用者像」を想定し、そのグループごとに適切なマーケティング活動を実践することで、事業利用率を向上させる。

| 個別戦略・内容⑨、⑩ | 進捗状況・今後の課題 |
|---|--|
| <p>階層別・属性別顧客 対応プログラムの導入 利用者ごとの属性等を確認し、階層別により強固な関係を築くことで、情報の蓄積やさらなる取引の拡大を図ります。</p> <p>高ランクグループへの ランクアップ グループごとの類似性に着目し、関連性を持つ、より高い利用度の利用者グループへの移行を目指します。</p> | <p>①事業利用率や顧客満足度の向上を目指して、J Aファンを増やす「F P P（ファンプラスプロジェクト）活動」を継続しています。</p> <p>②「次世代との関係強化」のための方策として、エリアマーケティングのシステム化（地図作成）を継続します。</p> <p>③「3Q訪問活動」を継続し、既契約者の保障拡充と未加入者への「はじまる活動」による次世代、次々世代層との接点強化に取り組みます。</p> <p>④30年度は、「大口利用者ご愛顧感謝運動」を展開し、大口利用者先訪問を実施します。</p> <p>⑤大口利用者のニーズ把握による取引深耕を図るとともに、アンケート様式等により同居次世代と管内の非同居次世代に対するアプローチを実施しながら、次世代の方々との新規取引開始や取引深耕を行います。</p> <p>⑥エリアごとの地域特性に応じた推進活動を通じて、「ひと」保障分野を中心とした「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供に取り組み、事業基盤の維持・拡大を図ります。</p> |

ハ、「経営」ビジョンの中期改革目標と全体戦略

中期改革目標

「赤字部門数」を「0（ゼロ）」にする

全体戦略⑤

資本投下の集中と老朽施設の集約

ねらい

経営資源に限りがある中で、より収益と貢献が見込める、新しい事業を創造するため、コスト削減を図る。

| 個別戦略・内容⑪、⑫ | 進捗状況・今後の課題 |
|---|--|
| <p>支店・事業所・営農施設の営業・ 利用エリアの見直し検討 支店・事業所ともに進む老朽化および生活圏の変化に対応するため、ゾーニング（営業エリアの線引き・区分け）を意識した店舗戦略で、支店統合を含めた再編の検討を行います。</p> <p>ファシリティマネジメントによる 施設・資産の有効活用 支店・事業所・設備等の業務用不動産に対して、現況・耐用年数・今後の利用計画・立地などの観点から分析し、総合的な企画、管理、活用計画を策定します。</p> | <p>①利用者の快適性・安全性の確保、職員の使いやすさを考え、支店・事業所のアスベスト処理を完了させました。</p> <p>②28年度から取り組みを続けてきました「ファシリティマネジメント（FM）」手法を活用し、支店統合の検討に取り組みました。平成30年2月の臨時総代会において、美土里支店・藤岡支店・小野支店の3支店統合を決定し、今後は新店舗の建設・統合事務作業に移ります。</p> <p>③全農コンサルタントとともに取り組んだ、カントリーエレベーター・ライスセンターの調査・分析・改善の検討の結果、吉井ライスセンターの乾燥施設稼働を停止し、他のカントリーエレベーターで行うこととしました。</p> |

※ファシリティマネジメント：施設、資産のすべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法

全体戦略⑥

経営管理機能・専門人材の強化

ねらい

経営に関する数値データの分析や、経営計画・全体戦略の進捗管理を行い、今後の方向性や指針を示すなど、役員を経営判断をサポートする。

| 個別戦略・内容⑬、⑭、⑮ | 進捗状況・今後の課題 |
|--|--|
| <p>経営管理部門の創設 経営管理の役割を明確に設定し、進捗管理・会議体の抜本的見直しを行います。</p> <p>CDP（キャリア・デベロップメント・プログラム）の構築と運用 CDPを柱にした人事教育制度の運用により、職員が数年先から10年以上先のキャリア目標を定め、達成するために必要な能力や経験を計画的に積み重ねていくことにより、専門性を向上させます。</p> <p>女性の活躍促進 長時間労働の改善、人事教育制度の改革など、ES（職員満足）向上により、女性を含めた全職員の活躍を促進します。</p> | <p>①総務部企画課を中期経営計画の進捗管理部署、全体戦略⑤（資本投下の集中と老朽施設の集約）の担当部署とし、実践を続けてきました。</p> <p>②CDPの一環として、28年度より、「人財育成基本方針」に基づいた、有効な人財育成およびスムーズな人事管理を目的として、職員本人からの自主申告制度を実施し、29年度も継続しました。</p> <p>③女性を含めた全職員のより働きやすい職場作りや昨今の社会的な要請を踏まえ、一層の適切な労務管理のため、30年4月以降、勤怠管理システムを導入します。</p> |

※CDP：職員のキャリア形成を、中長期的な視点で支援していくための仕組み。

6. 地域貢献情報

1 地域貢献の全般に関する事項

組合員数・・・12,612名(うち 正組合員4,582名 准組合員8,030名)
出資金額・・・1,644,067千円

当JAは地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

- 1) 地域住民の皆様とのコミュニケーションを図るため収穫感謝祭を開催
- 2) 藤岡市夏期大学への協賛
- 3) 毎月1回顧問弁護士による法律無料相談会の開催
- 4) ミセスバレーボール大会・少年野球大会・小学生サッカー大会の実施

2 地域からの資金調達の状況

貯金残高・・・92,317,213千円

組合員はもちろん、地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

主な貯金商品

| 種類 | 内容 | 預入金額・単位 |
|----------|--|---------------------------|
| 総合口座 | 普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせ大変便利な貯金口座です。 | ご融資額はセット定期貯金の+0.5%。 |
| 普通貯金 | 年金・給与などの自動受取、公共料金などの自動支払に便利です。 | お預け入れは、1円以上1円単位。 |
| 決済用貯金 | ①要求払い②決済サービス③無利息の3条件を満たした貯金で貯金保険制度により全額保護。 | お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。 |
| 当座貯金 | 小切手によりお支払できますので、ご商売をなさる方に便利です。 | お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。 |
| スーパー定期貯金 | 定額方式と期日指定方式があり、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 | お預け入れは、1円以上1円単位。 |
| 大口定期貯金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。 | お預け入れは、1,000万円以上1円単位。 |
| 変動金利定期貯金 | お預入日の半年ごとに利率の見直しを行います。 | お預け入れは、1円以上1円単位。 |
| 定期積金 | ①目標式②定額式の2種類があり、毎月積立てる積立で自動振替が便利です。 | お預け入れは、1回あたり1,000円以上1円単位。 |
| 財形貯金 | お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利に積立できます。 | お預け入れは、1回あたり1円以上1円単位。 |

3 地域への資金供給の状況

貸付金残高・・・14,508,867千円

(内訳)

組合員・・・10,084,797千円

地方公共団体等・・・1,928,620千円

その他・・・2,495,449千円

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上発展に貢献するとともに、日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

・一般資金等の主な内容

| ご利用いただける先 | お使い道 | ご融資期間 | ご返済方法 | 担保・保証 | 利率 |
|--|------------------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。 | 様々な資金にご利用いただけます。(一定の審査を致します) | 短期資金から長期資金までお使用みちに応じてご利用いただけます。 | 一括返済と分割返済の2種類がありまた、長期資金は必要に応じて据え置き期間を設けています。 | ご相談の上決めさせていただきます。必要に応じ群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。 | お使用道やご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。 |

・制度資金

農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金等を取扱いしております。

・各種ローン

住宅ローン、教育ローン、フリーローン、マイカーローン、クローバーローン、カードローン等

※他にも、各種用途に合わせた資金をご用意しておりますので、詳しくは支店の窓口へお尋ね下さい。

4 文化的・社会的貢献に関する事項

- 1) J Aを正しく理解してもらうために、月1回J A広報誌を発刊
- 2) インターネットのホームページにより、利用者への情報提供
- 3) 年度末のディスクロージャー誌もホームページ上で開示しています
- 4) 大口利用者招待会を実施
- 5) 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会、芸能発表会の開催

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

① リスクの定義・特性等

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいう。当組合は、組合員への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

また、当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えている。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととする。

② JAの対応すべきリスク

イ. 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。

ロ. 市場リスク

金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）並びに有価証券等の価格及び為替等の変動により、保有する資産価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいう。

ハ. 流動リスク

財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、並びに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

ニ. オペレーショナル・リスク

役職員が関連法令・定款・業務方法書処理を行うこと怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を・事務規程・要領等に定められたとおりの事務被るリスク（事務リスク）をいう。

ホ. 事業リスク

当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいう。

(2) リスク管理体制の内容

① 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定する。

② リスク管理委員会

JA経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置する。この委員会は、理事長・副理事長・常務理事・各部長・各課長・事務局（委員長は理事長とする。）で構成し、リスク管理方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催する。

③ ALM委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するALM委員会を設置する。ALM委員会の構成、協議事項、運営

手続等は、別に定める設置要領による。

④コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領による。

⑤貸付審査会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する貸付審査会を設置する。貸付審査会の構成、協議事項、運営手続等は別に定める設置要領による。

⑥運営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する運営会議を設置する。運営会議の構成、協議事項、運営手続等は別に定める開催要領による。

⑦リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行う。

| 管理対象リスク | 統括部署 | 協議検討機関 |
|--------------|-------|-------------|
| 信用リスク | 金融共済部 | 貸付審査会 |
| 金利リスク | 総務部 | A L M委員会 |
| 流動性リスク | 総務部 | A L M委員会 |
| オペレーショナル・リスク | 総務部 | コンプライアンス委員会 |
| 事業リスク | 総務部 | 運営会議 |

(3) 監査体制

全業務について、監事監査を年2回、監査部では年間を通して内部監査を実施し、事故防止・事務水準の向上と合理化・業務の適正化を図っています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

J Aたのふじでは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J Aたのふじが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

- ① 社会的責任と公共的使命
- ② 地域社会に密着した質の高いサービスの提供
- ③ 法令や社会的規範の遵守
- ④ 反社会的勢力の排除
- ⑤ 社会とのコミュニケーションの充実

(2) 法令遵守の体制

当J Aは、コンプライアンスマニュアルを制定し、すべての役職員がこれを遵守することによって農協の発展を図るとともに、組合員並びに地域社会の発展に寄与することとする。

また、コンプライアンス委員会の中に統括部署を設置し、コンプライアンス体制全般にわたる企画並びにコンプライアンス・プログラムの策定と実践進捗管理を行っており、策定されたプログラムにより、機関会議の開催・規程の検討と見直し・各研修（理事・責任者・一般）を年2回程度実施するとともに、責任者及び担当者を明確にし、コンプライアンスを徹底することで法令遵守の体制を整えている。

9. 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当JAの苦情等受付窓口

| | | |
|---------------------------|------|--------------|
| 本店金融共済部（金融課） 0274-20-1881 | 藤岡支店 | 0274-22-4321 |
| 本店金融共済部（共済課） 0274-23-4456 | 小野支店 | 0274-22-0012 |
| 神流支店 0274-23-4466 | 吉井支店 | 027-387-3415 |
| 美土里支店 0274-22-2353 | 入野支店 | 027-387-2072 |
| 平井支店 0274-23-1311 | 万場支店 | 0274-57-2201 |
| 美九里支店 0274-23-2415 | | |

○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

○電子メールによるお申し出の場合：mail@tanofuji.jagunma.net（本店総務部）

(2) 紛争解決処理措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

①信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

（1）窓口又は群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）にお申し出下さい。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

②共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または（1）窓口にお問い合わせ下さい。

10. JAバンク利用者保護等管理方針

多野藤岡農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

（1）利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。

（2）利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。

（3）利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

（4）当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。

（5）当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

11. 金融円滑化にかかる基本的方針

J Aたのふじ（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- (1) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- (3) 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- (4) 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- (5) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等及び信用保証協会等）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます
- (6) 金融円滑化管理に関する体制
当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - ① 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - ② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - ③ 各本支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各本支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (7) 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

12. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

多野藤岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。
また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- (1) 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

- (2) 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (3) 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- (4) 当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
- (5) 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
- (6) 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

13. 個人情報保護方針

多野藤岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

(4) 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進します。

(6) 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示請求、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

(9) 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当組合は、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針に基づき個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

14. 情報セキュリティ基本方針

多野藤岡農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令等による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

15. 自己資本の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、平成 30 年 2 月末における自己資本比率は、12.89%となりました。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成 27 年度より 5 か年計画で自己資本増強運動に取り組んでおり、平成 29 年度末の自己資本額は、対前年比 4 千 7 百万円増の 4 6 億円 85 百万円となっています。

16. 業務・商品サービスのご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、JA・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「JAバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

| 種類 | 内容・特徴 | 期間 | 預入金額・単位等 |
|-----------------------------|---|-------------------------------|--------------------------------|
| 総合口座 | ①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。） | 出し入れ自由 | ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。 |
| 普通貯金 | 年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 決済用貯金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用) | ①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。 |
| 貯蓄貯金 | 普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 当座貯金 | 小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。 |
| 納税準備貯金 | 租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。 | 入金自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 通知貯金 | ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。 | 7日間以上の据置 | お預け入れは、5万円以上1円単位です。 |
| 期日指定定期貯金 | ①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。 | 最長3年 (据置期間は1年) | お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。 |

| 種 類 | 内 容 ・ 特 徴 | 期 間 | 預入金額・単位等 | |
|-----------------|---|--|--|----------------|
| ス ー パ ー 定 期 | ①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。 | ○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。 | |
| 大 口 定 期 貯 金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。 | ○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満 | お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。 | |
| 変 動 金 利 定 期 貯 金 | ①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。 | 1年、2年、3年 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 | |
| 積 立 式 定 期 貯 金 | いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型 | ①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定 | ①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。 | |
| 定 期 積 金 | ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て | 6か月以上、10年以内 | お預け入れは、1,000円以上1円単位です。 | |
| 財 形 貯 金 | ○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。 | | | |
| | 財 形 住 宅 貯 金 | 住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。 | ○積立5年以上 | お預け入れは、1円以上です。 |
| | 財 形 年 金 貯 金 | 在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。 | ○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 | お預け入れは、1円以上です。 |
| | 一 般 財 形 貯 金 | 貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。 | ○積立3年以上 | お預け入れは、1円以上です。 |

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

| 貯金等の分類 | | 保護の範囲 |
|------------|--|--|
| 貯金保険の対象貯金等 | 当座貯金 普通貯金 別段貯金 | 決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金） |
| | 定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2） | 一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金） |
| 対象外貯金等 | 外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等 | 保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。〕 （一部カットされることがあります。） |

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

| | ご利用いただける先 | お使いみち | ご融資期間 | ご返済方法 | 担保・保証 | 利率 |
|------|--|----------------------------------|----------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 一般資金 | 地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。 | さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。） | 短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。 | 一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。 | ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。 | お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。 |
| 制度資金 | 農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。 | | | | | |

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

| | ご利用いただける先 | お使いみち | ご融資額 | ご融資期間 | ご返済方法 | 保証 | 利率 |
|-------------------|---|---|---|---------------------------------------|--|--------------------------|---------------------------|
| 住宅ローン | 20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。 | 住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。 | 10万円～5,000万円 (1万円単位) | 3年～35年 (借換の場合、借換対象ローンの残存期間内) | 元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 | 県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株) | ①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利 |
| 教育ローン | 20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子を持つJA組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子を持つ方となります。 | 入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。 | 10万円～1,000万円 (1万円単位) | 6か月以上 最長15年 (在学期間+9年)以内(据置期間含む) | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株) | ①変動金利 ②固定金利 |
| フリーローン | 18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。 | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。) | 10万円～300万円 (1万円単位) | 6か月～5年 6か月～7年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株) | ①変動金利 ②固定金利 |
| マイカーローン | 18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。 | お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。 ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 | 10万円～1,000万円 (1万円単位) | 6か月～10年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株) | ①変動金利 ②固定金利 |
| クローブローン | 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA正組合員の方となります。 | 生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます。) | 10万円～300万円 (1万円単位) | 1か月～5年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済 | 県農業信用基金協会 | ①変動金利 ②固定金利 |
| カードローン (約定返済型) | 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。 | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。 | 10万円～50万円 (10万円単位) 10万円～500万円 (10万円単位) | 2年 (自動更新) 1年 (自動更新) | ①毎月返済 ②任意返済 | 県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株) | 変動金利 |

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

| 金融機関名 | 資 金 名 |
|----------------------|--|
| 日本政策金融公庫 （農林水産事業） | 農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、 農林漁業セーフティネット資金 |
| 日本政策金融公庫 （国民生活事業） | 教育資金 |

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（平成30年4月1日現在）

| 項 目 | サ ー ビ ス 内 容 |
|------------------|---|
| JAキャッシュサービス ※ | JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご入金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットATM・ローソンATM・ゆうちょ銀行のATMではご入金も無料でご利用が可能です。） |
| ICキャッシュカード | 従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。 |
| JAカード | JA独自の多彩な特典を備えた「JAならではの」クレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒にした一体型カードもございます。 |
| JAネットバンク | 窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。 |
| 給与受取サービス | JAバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約8,000店舗、平日日中に無料で利用できる提携ATMが約95,000台（平成29年3月31日現在 JAバンクATM含む JAバンク調べ）あります。 |
| 年金受取サービス | 国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。 |
| 自動支払サービス | 毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。 |

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税8%相当額を含む）を掲載しています。

(1) A T M利用手数料（1件につき）

※ J Aバンクの A T Mを利用する場合

(平成30年4月1日現在)

| 利用カード | 利 用 時 間 | | 手数料 | |
|---|------------|----|---------------|------|
| 全国 J A 発行の キャッシュカード | 平 日 | 出金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | | 入金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | 土曜日 | 出金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | | 入金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | 日曜日・祝日 | 出金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| | | 入金 | 8:00 ~ 21:00 | 無 料 |
| 提携金融機関の キャッシュカード (東京三菱 U F J 銀行を除く) | 平 日 | 出金 | 8:00 ~ 8:45 | 216円 |
| | | | 8:45 ~ 18:00 | 108円 |
| | | | 18:00 ~ 21:00 | 216円 |
| | 土曜日 | 出金 | 9:00 ~ 14:00 | 108円 |
| | | | 14:00 ~ 17:00 | 216円 |
| | 日曜日・祝日 | 出金 | 9:00 ~ 17:00 | 216円 |
| 三菱東京 U F J 銀行の キャッシュカード | 平 日 | 出金 | 8:00 ~ 8:45 | 108円 |
| | | | 8:45 ~ 18:00 | 無 料 |
| | | | 18:00 ~ 21:00 | 108円 |
| | 土曜日・日曜日・祝日 | 出金 | 9:00 ~ 17:00 | 108円 |
| クレジットカード (自動キャッシング) | 平 日 | 出金 | 8:00 ~ 8:45 | 108円 |
| | | | 8:45 ~ 18:00 | 無 料 |
| | | | 18:00 ~ 21:00 | 108円 |
| | 土曜日 | 出金 | 9:00 ~ 14:00 | 無 料 |
| | | | 14:00 ~ 17:00 | 108円 |
| | 土曜日・日曜日・祝日 | 出金 | 9:00 ~ 17:00 | 108円 |

(2) 為替関係手数料（1件につき）

(平成30年4月1日現在)

| 区 分 | 取 扱 内 容 | 金 額 | 窓口利用 | A T M利用 | ネットバンク | |
|-------|---------|------------|------------|---------|--------|------|
| 振込手数料 | 本支店宛 | 1万円未満 | 108円 | 無 料 | 無 料 | |
| | | 1万円以上3万円未満 | 216円 | 無 料 | 無 料 | |
| | | 3万円以上 | 432円 | 無 料 | 無 料 | |
| | 県内 J A | 1万円未満 | 108円 | 108円 | 108円 | |
| | | 1万円以上3万円未満 | 216円 | 108円 | 108円 | |
| | | 3万円以上 | 432円 | 324円 | 216円 | |
| | 県外系統宛 | 1万円未満 | 108円 | 108円 | 108円 | |
| | | 1万円以上3万円未満 | 216円 | 108円 | 108円 | |
| | | 3万円以上 | 432円 | 324円 | 216円 | |
| | 他行宛 | 電信扱い | 1万円未満 | 432円 | 324円 | 216円 |
| | | | 1万円以上3万円未満 | 540円 | 432円 | 216円 |
| | | | 3万円以上 | 756円 | 648円 | 432円 |
| 文書扱い | | 3万円未満 | 432円 | — | — | |
| | | 3万円以上 | 648円 | — | — | |

| 区 分 | 取扱内容 | 手数料 |
|------------------|--------|---------|
| 送金手数料 | 県内系統宛 | 432 円 |
| | 県外系統宛 | 432 円 |
| | 他 行 宛 | 648 円 |
| 代金取立手数料 (隔地間) | 県内外系統宛 | 648 円 |
| | 他行普通扱い | 864 円 |
| | 他行至急扱い | 1,080 円 |

| 区 分 | 取 扱 内 容 | 手数料 |
|---------------|-----------|-------|
| そ の 他 諸手数料 | 送金・振込組戻料 | 864 円 |
| | 不渡手形返却料 | 864 円 |
| | 取立手形組戻料 | 864 円 |
| | 取立手形店頭呈示料 | — 円 |

(3) 諸手数料

(平成30年4月1日現在)

| 取 扱 内 容 | 基 準 | 手 数 料 |
|-------------------|--------------|------------|
| 貯金残高証明書発行手数料 | 1 通あたり | 324 円 |
| 通帳・証書再発行手数料 | 1 冊 (枚) あたり | 1,080 円 |
| ICキャッシュカード再発行手数料 | 1 枚あたり | 1,080 円 |
| カード再発行手数料 | 1 枚あたり | 1,080 円 |
| 取引口座履歴明細表 (端末出力) | 1 口座あたり | 540 円 |
| 取引口座履歴明細表 (電算依頼) | 1 口座あたり | 実費+540 円 |
| 取引口座履歴明細表 (コム出力) | 1 口座あたり | 3,240 円 |
| 小切手帳交付手数料 | 1 冊あたり | 540 円 |
| 自己宛小切手交付手数料 | 1 枚あたり | 540 円 |
| 約束手形帳交付手数料 | 1 冊あたり | 540 円 |
| 貸金庫利用料 | 1 契約あたり (年額) | 3,240 円 |
| 口座振替手数料(契約に基づくもの) | 1 件あたり | 108 円 |
| 国債口座管理手数料 | 1 口座あたり (月額) | 無料 円 |
| J A ネットバンク基本手数料※ | 1 契約あたり (月額) | 無料 円 |
| 個人情報開示事務手数料 | 1 件あたり | 実費+1,080 円 |

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供することで、これからも皆さまの“暮らしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
- 一時払養老生命共済
……………まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行なっています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（精米、精麦、製粉など）して組合員に引き渡しを行っています。